

# 『違反対象物の公表制度』に関する火災予防条例等の抜粋

## 1. 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）

（防火対象物の設備、管理等の状況の公表）

**第64条の3** 消防総監は、防火対象物の設備、管理等の状況が法、令及びこの条例の規定に違反する場合は、都民が当該防火対象物を利用する際の判断に資するため、その旨を公表することができる。

2 消防総監は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該防火対象物の関係者にその旨を周知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表等の手続は、規則で定める。

※平成23年4月1日施行

## 2. 火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号）

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

**第25条の3** 条例第64条の3第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、次項第1号の違反にあつては令別表第1に掲げるものとし、次項第2号の違反にあつては法第8条第1項の防火対象物で令別表第1（2）項、（3）項及び（16）項イに掲げるものとする。

2 条例第64条の3第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、法第4条第1項に規定する立入検査によつて認められた前項の防火対象物に係る違反のうち次に掲げるものの内容とする。

一 法第17条第1項の政令で定める技術上の基準及び同条第2項の規定に基づき条例で定める技術上の基準に従つて設置すべき屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない防火対象物に係る当該義務違反

二 次の表の上欄（左欄）に掲げる区分に応じて、それぞれ同表下欄（右欄）に定める方法により数えた防火対象物の管理等に関する義務違反が、一の関係者に係る一の防火対象物又はその部分に同時に2以上ある場合における当該義務違反（以下「複数管理義務違反」という。）。ただし、当該立入検査の実施日前3年以内に、同一の関係者が複数管理義務違反をしたことがある防火対象物又はその部分におけるものに限る。

区 分	方 法
法第8条第1項又は第2項の規定に違反する場合	<p>一 次に掲げる義務ごとに、一の義務の不履行を一の義務違反とする。ただし、イの義務の不履行に伴うロの義務の不履行及びハの義務の不履行に伴うリの義務の不履行は数えないものとする。</p> <p>イ 防火管理者の選任</p> <p>ロ 防火管理者の選任又は解任の届出</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハ 消防計画（省令第3条第1項に基づき防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、同項第1号に掲げる事項について定めたものをいう。）の作成</li> <li>ニ 消火、通報及び避難の訓練の実施</li> <li>ホ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備（法第17条第1項若しくは第2項又は第17条の3の3の規定に係るものを除く。）</li> <li>ヘ 火気の使用又は取扱いに関する監督</li> <li>ト 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理</li> <li>チ 避難又は防火上必要な収容人員の管理</li> <li>リ イからチまでに掲げるもののほか防火管理上必要な業務のうち、省令第3条第1項に規定する消防計画の届出（変更の届出を含む。）</li> <li>二 一に掲げるもののほか防火管理上必要な業務に係る義務であつて省令第3条第1項各号に規定する消防計画に定めるべき事項に係るもののうち、次に掲げる義務ごとに、一の義務の不履行を一の義務違反とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 自衛消防の組織の編成（法第8条の2の5第1項の規定に係るものを除く。）</li> <li>ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査の実施</li> <li>ハ 防火管理上必要な教育の実施</li> </ul> </li> </ul>
<p>法第8条の2第1項若しくは第2項、第8条の2の2第1項（法第8条の2の3第1項の認定を受けた場合を除く。）、第8条の2の4、第8条の2の5第1項若しくは第2項若しくは第8条の3第1項又は条例第23条第1項若しくは第2項、第48条若しくは第49条（条例第51条の2第1号の規定に該当する場合を除く。）、第50条（条例第51条の2第2号の規定に該当する場合を除く。）、第50条の2、第50条の2の2、第50条の3第1項、第2項、第6項若しくは第7項、第51条第1項から第5項まで（第4項の規定にあつては、条例第51条の2第3号の規定に該当する場合を除</p>	<p>上欄に掲げる一の条、項又は号の義務に係る違反を一の義務違反とする。ただし、法第8条の2第1項の規定に違反する関係者にあつては同条第2項の義務に係る違反は数えないものとし、法第8条の2の4の規定（避難上必要な施設に係る部分に限る。）に違反する関係者にあつては条例第54条第1号の義務に係る違反は数えないものとし、法第8条の2の4の規定（防火戸に係る部分に限る。）に違反する関係者にあつては条例第55条の2第1項第1号の義務に係る違反は数えないものとし、法第8条の2の5第1項の規定に違反する関係者にあつては同条第2項の義務に係る違反は数えないものとする。</p>

く。)、第52条、第54条第1号から第5号まで若しくは第55条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項の規定に違反する場合	
条例第3条から第21条までに規定する火を使用する設備等の基準に違反する場合（条例第22条の2の規定に該当する場合を除く。）	火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備若しくは器具について、条例に規定する基準に適合していないものがある場合、設備又は器具の種類ごとに一の種類に係る義務違反を一の義務違反とする。
法第17条第1項（法第17条第3項の認定を受けた場合又は令第32条の規定に該当する場合を除く。）又は第2項の規定に基づき条例で定めた技術上の基準（法第17条第3項の認定を受けた場合、令第32条の規定に該当する場合又は条例第47条の規定に該当する場合を除く。）に違反する場合	設置すべき消防用設備等について、設置されていない、又は令若しくは条例に規定する技術上の基準に従って設置され、若しくは維持されていないものがある場合、消防用設備等の種類ごとに一の種類に係る義務違反を一の義務違反とする（前号に該当するものを除く。）。
法第17条の3の3の規定に違反する場合	一の消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとに一の種類に係る義務違反を一の義務違反とする。

**（公表等の手続）**

**第25条の4** 条例第64条の3第3項の規則で定める公表等の手続のうち公表の方法は、次に掲げるものとし、立入検査の結果を通知した日から、前条第2項第1号の違反にあつては14日、同項第2号の違反にあつては2箇月を経過した日においてなお同一の違反が認められる場合に公表するものとする。

- 一 東京消防庁ホームページへの掲載
  - 二 東京消防庁本部並びに前条第2項各号に規定する違反が認められた防火対象物が存する区域を所轄する消防署並びに当該消防署に置かれた消防分署及び消防出張所での閲覧
- 2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。
- 一 前条第2項各号に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
  - 二 前条第2項各号に規定する違反の内容（当該違反が認められた位置（同項第2号の複数管理義務違反が認められた場合にあつては、店舗等（防火対象物の部分のうち、店舗、事務所その他これらに類する施設をいう。）の名称及び位置を含む。）を含む。）
  - 三 その他消防総監が必要と認める事項
- 3 消防総監は、公表中の違反が是正されたことを確認した場合、当該違反に係る内容を削除するものとする。